

令和4年度 第8回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年11月7日(月)午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室
3. 出席委員数 (16名) ※定数は19名であるが、5番委員逝去により在任委員数は18名で
欠員が1名

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番 鈴木和俊

2番 伊藤淑榮

3番

4番 鈴木豊則

6番 佐藤洋介

7番 清水司

8番 高橋郁雄

9番 鈴木誠孝

10番

11番 三浦富美男

12番 山本義則

13番 佐藤正樹

14番 中田正一

15番 武田一雄

16番 加藤和洋

17番 鈴木孫城

4. 欠席委員 (2名)

5. 農業委員会業務報告(10月分)

6. 議事案件

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 26 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第5条事業計画変更申請について

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局 長 船 木 聖 徳

副事務局 長 佐 藤 秀 樹

局長 補 佐 鈴 木 俊 市

9. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
開催前に、先週2日、本市農業委員の伊藤世智男さんがご逝去されたので、黙とうをいたしたいと思いますので、全員ご起立ください。

黙とう

おなおりください。

それでは、ただ今から、令和4年度第8回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、議事案件が4件であります。

吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

まず、亡くなられた伊藤さんに、つつしんで哀悼の意を表します。

本市農業発展に力を注いでこられ、私たちもその意思をうけついで頑張っていければと思います。

それでは、本日の議案審議をよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

伊藤委員の逝去により、総会開催の必要委員数は、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により現に在任する委員の過半数が必要となっており、開催に必要な定数は 10 名以上となります。

本日は、3番 三浦栄子委員、10番 目黒千衣子委員から欠席の届がありました。

出席者は現に在任する 18 名中 16 名で総会の定足数に達しております。

なお、男鹿市農業委員会の委員の任命に関する規則第9条の規定により、定数の欠員が3分の1を超えていないことから、補充を行わないものであります。

よって定数19名に対し欠員1名の扱いとなります。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に1番の鈴木和俊委員、17番の鈴木孫城委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、10月分の農業委員会業務報告を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局

それでは10月分の農業委員会業務について、ご報告いたします。

(別紙により報告)

以上、委員会業務に関する報告でした。

議 長

ただ今の報告について、何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

次に、報告第 10 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

農地法第 18 条の規定による合意解約について報告いたします。
解約件数は、1 件であります。

申請番号 1、土地の所在は五里合中石字岡獅子〇番〇他 3 筆、計 4 筆、畑
2 筆 13,115 m²、樹園地 2 筆 10,639 m²、合計 23,754 m²でございます。

借受人は五里合中石字大沢の A、貸出人は五里合中石字大沢の B、解約理
由は貸人の都合で経営移譲する予定で、引渡年月日は令和 4 年 10 月 4 日とな
っております。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

16番

(加藤和洋委員) 貸し借り両者の住所が同じだが、また、地目の表記はこれでよいのか。

事務局

借受人 A と貸出人 B は親子関係であり、経営移譲に伴う所有権移転のためのと聞いております。また表記については梨園であります。以上補足の説明とさせていただきます。

16番

(加藤和洋委員) 了解した。

議長

他になにかありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

それでは、報告を終了し、議事案件の審議に入ります。

議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回は所有権移転が 2 件です。

申請番号 1、土地の所在地は払戸字大樋○番○1 筆、田 776 m²、譲受人は払戸字横長根の E、譲渡人は払戸字小深見の F、対価は無償となっております。

以上で申請番号 1 の説明を終わります。

議 長

申請番号 1 について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしということで、申請番号 1 を許可相当といたします。

事務局から次の案件の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 2、土地の所在地は五里合神谷字下堰○番○他 13 筆、計 14 筆、

田 9,719 m²、譲受人は農事組合法人いりあいファーム滝の頭、譲渡人は秋田市の破産管財人G、対価は10aあたり145,000円となっております。

以上で申請番号2の説明を終わります。

議 長

申請番号2について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしということで、申請番号2を許可相当といたします。

次に、議案第25号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第25号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありまし

たので、審議を求めます。

今回は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が3件であります。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は野石字下李台○番○、畑 2,049 m²、譲受人は野石字野石の A、譲渡人は野石字野石の B、対価は 10a 当り 24,000 円となっております。

資金計画は、自己資金対応と伺っております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

16番

(加藤和洋委員)

受人の経営面積が間違っ表示されていないか。 経営面積はこんなに多くないと思うが。

事務局

ご指摘の件については、手元に台帳資料が無いため、あらためて数値調査を行って委員にご報告する形としたいですが、よろしいですか。

16 番

(加藤和洋委員) 了解した。

議 長

ほかに、ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしとのことですので、所有権移転については、承認相当といたします。
事務局、次に賃貸借権設定の説明をお願いします。

事務局

申請番号2、利用権設定を受ける者は福川字起上ケのP、利用権設定をする者は福川字福川のQ、貸付地は福川字上谷地○番他 3 筆、計 4 筆、田 4,398 m²、新規、契約期間は令和 3 年 10 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 1.5 俵であります。

申請番号3、利用権設定を受ける者は福川字起上ケのP、利用権設定をする

者は福川字福川のQ、貸付地は福川字上谷地○番他 3 筆、計 4 筆、田 4,398 m²、新規、契約期間は令和 3 年 10 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 1.5 俵であります。

申請番号4、利用権設定を受ける者は福川字起上ケのP、利用権設定をする者は福川字福川のQ、貸付地は福川字上谷地○番他 3 筆、計 4 筆、田 4,398 m²、新規、契約期間は令和 3 年 10 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 1.5 俵であります。

以上で貸借権設定案件の説明を終わります。

議 長

これまでで、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは、議案第 25 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求

めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 26 号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議 長

これまでで、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議案第 26 号、農地法第5条の規定による許可申請については許可相当といたします。

次に、議案第 27 号、農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案第 27 号、農地法第5条事業計画変更申請について説明。

議 長

これまでで、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

議案第 27 号、農地法第5条事業計画変更申請については許可相当といたします。

これで議案についてはすべて審議を終了いたしました。

議 長

その他について、何かありませんか。

事務局

農地パトの班割と集合時間、巡視箇所は事務局が選定し、委員を誘導する旨を説明。

議 長

他にないようですので、以上をもちまして令和4年度第8回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年11月7日

男鹿市農業委員会

議 長 戸 部 秀 悦

署 名 委 員 鈴 木 和 俊

署 名 委 員 鈴 木 孫 城

書 記 鈴 木 俊 市